

名誉会員推薦内規

昭和 47 年 11 月 1 日制定

平成 8 年 9 月 17 日改訂

平成 11 年 9 月 23 日改訂

平成 27 年 2 月 20 日改訂

平成 29 年 2 月 17 日改訂

令和 6 年 11 月 29 日改訂

(被推薦者の資格)

第 1 条

名誉会員に推薦される者は、日本体力医学会定款第 7 条 2 項に基づき、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1) 本学会の正会員及びシニア会員であり、役員改選年度の 7 月 31 日時点で、満 70 歳以上となる者のうち、次の一つに定める条件に該当する者。

イ. 本学会の理事を 6 年以上つとめた者。

ロ. 大会会長等を引き受け、名誉会員に推薦される年度まで体力医学会会員として年会費を支払っている者。

ハ. その他、イ、ロに準ずる功勞のあった者。

(名誉会員候補者名簿作成の主体)

第 2 条

1) 名誉会員の候補者名簿の作成は、総務委員会がこれを行う。

(推薦の手続)

第 3 条

1) 総務委員会は第 1 条に従って名誉会員候補者を選出し、選出された候補者個々に「受諾の可否」を尋ねる。

2) 総務委員会委員長は役員改選年度の選挙直前の理事会に受諾した名誉会員候補者の名簿を提出する。

3) 理事会は前項の名誉会員候補者名簿に基づいて候補者の選考を行い、名誉会員を推薦する。

4) 理事会による名誉会員の推薦は、総会において承認をうけるものとする。

(資格の喪失)

第 4 条 名誉会員の承認を受けた者は、評議員の資格を喪失する。

(改廃)

第 5 条 本内規の改定は理事会の議決を要する。

付則

本内規の実施は令和 6 年 11 月 29 日よりとする。